

仕 様 書

1 件名

令和3年度AYA世代等がん患者相談支援事業業務委託

2 目的

都におけるAYA世代がん患者の相談支援に関する事例、情報、ノウハウを集約するとともに、各拠点病院等の相談支援センターに対し、情報・技術の提供を行うことで、都内拠点病院等全体におけるAYA世代がん患者に対する相談支援の質の向上を目指す。

3 定義

本事業において「AYA世代」とは、「15歳以上39歳未満の世代」のことをいう。

4 業務内容

AYA世代がん患者支援体制構築事業実施要綱(平成31年4月1日付30福保医政第1939号)に基づき、都と協議の上、以下の業務を実施する。

(1)「AYA世代がん相談支援センター」の設置

AYA世代がん患者やその家族等からの世代特有の相談に対応できる相談支援を行う部門(以下「AYA世代がん相談支援センター」という。)を設置し、次に掲げる体制を確保した上で、次に掲げる業務を行うこと。

また、院内の見やすい場所に、AYA世代のがん患者やその家族等が専門的な相談支援を受けられる旨やAYA世代がん相談支援センターの場所、相談対応可能な時間帯についての掲示をするなど積極的に広報を行うこと。

なお、本事業に係る広報を行うにあたっては、「AYA世代」の名称が一般に浸透していない可能性があることを鑑み、必要に応じて「思春期及び若年成人」など一見して分かりやすい表現を用いるよう努めるとともに、インターネットやソーシャル・ネットワークキング・サービス(SNS)などAYA世代への情報発信に有効と思われる手段を積極的に活用すること。

ア 相談支援を行う体制

(ア) AYA世代がん患者からの世代特有の相談に対応できる専門的な知識・技能を有する相談支援員を1名以上配置すること。

上記の相談支援員は、国立がん研究センターがん対策情報センターによる「相談支援センター相談員研修・基礎研修」(1)～(3)、「小児がん中央機関による研修について(平成27年3月31日付厚生労働省健康局がん対策・健康増進課事務連絡)」に定める小児がん中央機関が実施する所定の研修のいずれか一方又は両方を修了した者であること。

(イ) AYA世代がん患者やその家族等に対し、必要に応じて院内の医療従事者が

対応できるように、(ア)に規定する者と他の医療従事者が協働できる体制の整備を行うこと。

その際、AYA世代がん患者のがん診療又は支援に携わる部署（関係診療科、緩和ケアチーム等）と連携し、AYA世代のがん患者に対する医療提供及び支援のための定期的なカンファレンス等情報交換を行うこと。

(ウ) 院内及び東京都内に所在する他のがん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、東京都がん診療連携拠点病院、東京都がん診療連携協力病院、小児がん拠点病院及び東京都小児がん診療病院（以下「拠点病院等」という。）等のAYA世代がん患者の診療を行う医療機関と協力し、院内外のAYA世代がん患者及びその家族からの相談等に対応できる体制を整備すること。

また、相談支援やピアカウンセリング、患者・家族同士の交流機会の提供に対し、十分な経験を有するAYA世代がん患者団体等との連携構築に積極的に取り組むこと。

(エ) 他の拠点病院等AYA世代がん患者の診療を行う医療機関から、AYA世代がん患者及びその家族等からの世代特有の相談支援に関する専門的な相談に対応できる体制を構築すること。

イ AYA世代がん相談支援センターの業務

がん診療連携拠点病院又は小児がん拠点病院の業務として行う相談支援業務のほか、以下の業務を行うこと。

(ア) AYA世代がん患者及びその家族等からの世代特有の相談に対し、専門的な知見から相談支援を行うこと。

特に、生殖機能温存、就学支援及び就労支援を重点的に相談支援を行う分野とし、心理社会的内容を含むきめ細やかな相談支援を行うこと。

(イ) 他の拠点病院等の相談支援部門が実施したAYA世代がん患者及びその家族からの相談支援内容に関し、統計を作成するとともに、その内容を東京都小児・AYA世代がん診療連携協議会その他東京都の所管する会議体において報告すること。

(ウ) 他の拠点病院等においてがん患者の相談支援業務に従事する者を対象とした研修会を1回以上開催すること。

開催する研修会においては、がん患者の生殖機能温存に係る内容を主に扱うこと。

(エ) がん患者の生殖機能温存に関する相談支援業務について、主にがん患者の相談支援業務に従事する者が使用することを想定した相談支援マニュアルを作成すること。

また、他の拠点病院等に対しそのマニュアルに係る周知を行うこと。

(オ) 東京都及び隣県に所在するがん患者の生殖機能温存治療を実施する医療機関に関して、対応できる治療内容、費用及び患者の紹介方法等についての情報を収集し、収集内容を他の拠点病院等に対し周知すること。

(2) AYA世代がん患者同士が交流できる機会の提供

AYA世代がん患者やその家族等が、互いに交流できるよう、患者サロンやピアカ

ウンセリングを実施する機会を1回以上設けること。

その際、患者等ががん治療及び療養上の情報、社会的支援の情報を入手できる機会を設けることが望ましい。

5 情報の公開

A Y A世代がん患者等支援体制の検討及び普及のために本事業の情報を公開する際には、都に協力すること。

6 個人情報の取扱い

別紙2「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他個人情報保護に必要な措置を講じること。

7 その他

- (1) 各業務を実施するに当たり、具体的な実施内容等については、都に事前に協議又は報告を行うこと。また、その他不明な点は、都と協議すること。
- (2) 東京都及び各受託者の間で本事業に関する情報交換や役割分担の調整等を行うため、必要に応じて連絡会を開催する。
- (3) 東京都小児・A Y A世代がん診療連携協議会その他東京都の所管する会議体において、業務の進捗状況等について報告を求められた場合には協力すること。
- (4) 本委託事業に基づく作成物の著作権は、都に帰属する。

(東京都担当部署) 東京都福祉保健局医療政策部医療政策課がん対策担当

(電話) 03(5320)4389